

1 改正の理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）が公布されたことに伴い、地方公務員の定年が引上げられるほか、管理監督勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制等を新たに導入するため、関連する条例について、所要の改正等を行うものである。

2 改正する条例

- (1) 埼玉西部消防組合職員定員条例の一部改正
- (2) 埼玉西部消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正
- (3) 埼玉西部消防組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正
- (4) 埼玉西部消防組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正
- (5) 埼玉西部消防組合職員の定年等に関する条例の一部改正
- (6) 埼玉西部消防組合職員の再任用に関する条例の廃止

3 改正の概要

- (1) 職員定数の増員
- (2) 段階的な経過措置を伴う定年年齢を 6 0 歳から 6 5 歳へ引上げ
- (3) 6 0 歳到達年度経過後の管理職への任用を制限する、管理監督職勤務上限年齢の制定
- (4) 6 0 歳到達年度経過後、定年年齢到達年度末までの短時間勤務職（定年前再任用短時間勤務制）の設置
- (5) 暫定再任用制度への移行に伴う現行の再任用制度の廃止
- (6) 条例中の引用に生じる号ずれの修正

4 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、構成市においても同様の条例の改正等を行っている。

5 市民参加の実施の有無とその内容

なし

6 関係法令、基本計画との整合性

国家公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 1 号）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）

7 条例制定による予算措置

なし

8 添付資料

(1) 定年引上げ制度の概要

(2) 新旧対照表

定年引上げ制度の概要

1 定年引上げについて

地方公務員法改正により、地方公務員の定年年齢が段階的に引き上げられ65歳となるため、本組合においても同様に65歳とする。

なお、引上げについては、令和5年度から2年に1歳ずつ引き上げとなり、令和13年度に65歳となる。

【表】定年引上げのスケジュール

年度	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
定年	60	60	61	61	62	62	63	63	64	64	65	65	65
〔備考〕各年度で60歳になる者が年金を支給される年齢 ※1	65(62)	65(62)	65(63)	65(63)	65(64)	65(64)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)
S31.4.2 ～S32.4.1	65歳 ※2 再任用⑤												
S32.4.2 ～S33.4.1	64歳 再任用④	65歳 再任用⑤											
S33.4.2 ～S34.4.1	63歳 再任用③	64歳 再任用④	65歳 暫再⑤										
S34.4.2 ～S35.4.1	62歳 再任用②	63歳 再任用③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤									
S35.4.2 ～S36.4.1	61歳 再任用①	62歳 再任用②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤								
S36.4.2 ～S37.4.1	60歳 定年退職	61歳 再任用①	62歳 暫再②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤							
S37.4.2 ～S38.4.1	59歳	60歳 定年退職	61歳 暫再①	62歳 暫再②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤						
S38.4.2 ～S39.4.1	58歳	59歳	60歳	61歳 定年退職	62歳 暫再②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤					
S39.4.2 ～S40.4.1	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年退職	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤				
S40.4.2 ～S41.4.1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 定年退職	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤			
S41.4.2 ～S42.4.1	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年退職	65歳 暫再⑤		
S42.4.2 ～S43.4.1	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職	
S43.4.2 ～S44.4.1	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職

2 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年）の導入について

管理職（管理職手当受給者）は、原則60歳に到達した翌日に役職定年制度を導入する。

役職定年後については、管理職以外の最上位の職である上席主査（5級）とする。

3 定年前再任用短時間勤務制の導入について

60歳に達した日以後に退職した者を、本人が希望した場合に、短時間勤務の再任用として採用することができる制度を導入する。

4 暫定再任用制度について

定年年齢の段階的に引き上げ期間中の特例措置として、65歳まで雇用ができるよう暫定再任用制度を導入する。

5 給与等について

職員の給料月額は、当分の間、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、従前の「7割水準」とする。

なお、管理職の職員が役職定年により降任された場合は、降任前の給料月額の7割水準を維持する。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員については、従前の再任用制度と同様の給与支給とする。

6 情報提供・意思確認について

役職定年制及び定年前短時間再任用制度が導入されるほか、給与についても7割水準となるなど、60歳以降の勤務形態が多様になることを踏まえ、職員が60歳以降の給与等の制度を十分認識した上で勤務の意思を決定できるように情報を提供するものとし、60歳以後の勤務の意思を確認するものとする。